マンション ^{魅力あ}明るい Life

魅力ある環境 明るいマンション生活を考える

> 埼管ネット Communication Network

2018年5月15日発行 第123号

発行所・編集/NPO法人埼管ネット(埼玉県マンション管理組合ネットワーク) 編集人/栗原照明 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会(略称 全管連)会員 NPO埼管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。 埼玉県マンション居住支援ネットワーク(会員)・理事団体



専有部分の集合体であり、

しかし、マンションは各

東京地裁(H27・12・27) *【判例紹介コーナー】

、管理費について、 とは無効 通常の倍額にするこ **莱用物件の管理費を**

M管理士 栗原照明

ています。 床面積に比例して定められ あり、通常は、専有部分の じて、共用部分の負担に任 めがない限りその持分に応 共有者は、規約に別段の定 と云う。)の第19条が「各 応じて負担するのが原則で 各区分所有者の共有持分に の負担」に該当するため、 おり、管理費は「共用部分 益を収取する」と規定して 法律(以下「区分所有法_ 建物の区分所有等に関する 管理費の負担について、 共用部分から生ずる利

も、各専有部分が全戸住居 として使用されているもの 口にマンションと云って な維持管理とは何か、 マンションにとって、 この規定により、

ません。 が1階にありエレベーター があったり、専有部分が事 もあれば、1階部分に店舗 区分所有者もいるかもしれ 担は不公平であると考える 積割合に応じた管理費の負 い」など、専有部分の床面 ら管理費を値下げして欲し レベーターの保守点検費用 は全く使用しないので、エ 担を増やすべきだ」「住戸 やすいから、清掃費用の負 でエントランス部分が汚れ 多くの人が出入りをするの 場合もあるため、「店舗は 務所として使用されている を負担すべき義務はないか

することを原則としなが ることも出来る旨を規定し れと異なる負担割合を定め ら、管理規約によって、そ 割合に応じて管理費を負担 者がその有する共有持分の 法第19条に規約に別段の定 めがない限り、各区分所有 そこで区分所有法は、同 らの形状・面積・位置関

其々の 適切

平成14年の法改正におい ますが、この規定に加え、 理規約で定める規定があり となっているのです。 え、管理を行うことが可能 費の公平な負担とは何か、 規定する場合には、「これ に付き」管理規約によって 施設に関する権利を含む) 施設(建物の敷地又は附属 若しくは共用部分又は附属 条3項として、「専有部分 管理または使用に関する区 1項には、建物や敷地等の 区分所有者らが主体的に考 て、新たに区分所有法第30 分所有者相互間の事項を管 更に、区分所有法第30条

い」との規定が定められま ように定めなければならな 間の利害の衡平が図られる 的に勘案して、 た対価その他の事情を総合 並びに区分所有者が支払っ 係・使用目的及び利用状況 区分所有者

る場合、 について、管理規約に定め ションの管理に関する事項 この規定の主旨は、マン 個々のマンション

> で、具体的に様々な事情を 毎に其々事情が異なるの べきである。 不公平が生じない内容にす 者間において、出来るだけ 総合的に勘案し、区分所有

則であり、専有部分の床面分に応じて負担するのが原 とになります。 則と異なる負担割合を定め 案して、管理規約により原 間の利害の衡平を図るため が通常ですが、区分所有者 の管理費の負担について ることも許されると云うこ に様々な事情を総合的に勘 積に比例して定められるの は、各区分所有者の共有持 したがって、マンション

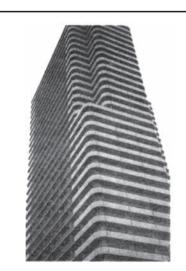
として使用していた区分所 代表を務める会社の事務所 理費を請求していたとこ 場合は、 事業用物件として使用する 分所有者の所有する居室を において、管理組合が、 るとの管理規約に基づき管 本件は、あるマンショ 所有する居室を自己が の倍の管理費を負担す 通常(居住用物

得、 安心のでき

総合管理の受託から自主管理の応援まで 管理組合のニーズに合った管理システム ☆ 木目の細かい対応が出来ます

管 財 株式 層

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053 TEL03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463



事業用物件に使用

事案です。 2倍とする管理規約は無効 である旨を主張して争った する居室の管理費を通常の 尚、本件の場合、 昭 和 60

平成元年11月に取得以来24 はないが、管理規約には、 の管理費を支払っていた。 年10月迄は、請求通り倍額 る旨の経緯があった。ま 理事会決議により決定出来 他の用途に使用した場合、 する」との規定がある訳で 住用物件)の2倍の金額と は当該者に対し、通常 本当該区分所有者は、

【本件訴訟の争点】

本訴を提起 ある通常(居住用物件) 規約に基づき未払期間に 2倍の管理費支払いを求め 付、事業用物件の管理費で 組合は当該者に対し、 所有者は管理費の支払いを 切しなくなった為、 平成24年11月以降、 管理 管理 区分 0) P

を他 が出来ることが規定されて 還を求める反訴を提起し 部分があるという反論を行 も、管理組合が返還すべき 降の未払管理費を充当して 払い部分に平成24年11月以 になっているので、その過 を支払い、管理費が過払い 住用物件)の2倍の管理費 当該者は、長年、通常(居 3項に違反して無効である 合」という条件のみで増額 いになっている管理費の返 いるが、区分所有法第30条 これに対し、「住居部分 管理組合に対し、過払 の用途に使用した場

物件の方が、居住用物件に

理費について、本管理組合

年9月に定められた管理規

約に基づき事業用物件の管

担の割合を居住用物件の2 ことが合理的であるとして の負担割合に差異を設ける 否か(争点①)、 可能とする規定が合理的か 差異を設け管理費の増額を 用物件かというマンション 主な争点は、 の使用目的の違いのみによ 7 いて、事業用物件か居住 以上から、 事業用物件の管理費負 管理費負担の割合に ①管理規約に 本件における ②管理費

る。 倍とすることが合理的か否 か(争点②)の2つとな

使用目的の違いによる管理 費負担割合の差異の合理性 管理組合は(ア)事業用

張し争いました。 として無効であることを主 費を増額できるものはな た。これに対し、当該者 理規約は合理的な内容であ 管理費を増額出来る旨の管 理費を倍額にしないと組合 理費を支払っており、該当 事業用物件の区分所有者ら が高い。(イ)事業用物件 比べ、共用部分の使用頻度 のみをもって、 とを主張し、事業用物件の の会計収支は赤字になるこ 異議を述べずに支払って 区分所有者も20年以上何ら の負担能力が高い。(ウ) の区分所有者の方が管理費 有効であると主張してき 事業用物件であること 居住用物件の2倍の管 (エ) 事業用物件の管 律に管理

争点②

事業用物件の管理費が居住 用物件の2倍であることの

合理性

との主張もした。これに対 規約自体が、区分所有法第 のみで、一律に事業用物件 旨の理事会決議がされ、 理費を居住用の2倍とする 理規約は有効であり、 張した通り、昭和6年9月 30条3項に反し、 を居住用より増額する旨の の決定内容も合理的である に違反するものとして無効 元年5月、事業用物件の管 有効な規約に基づき、平成 に定められたマンション管 管理組合は、 事業用物件であること 争点①で主 公序良俗 その そ

裁判所の判断

理費の増額を可能とする規 うマンションの使用目的 所は争点①、すなわち事業 約の有効性について、 違いのみにより、 用物件か居住用物件かと の割合に差異を設け、 本件訴訟において、 管理費負

である旨、反論した。

私たちは、人・街・暮らしを元気にします

私たち大和ライフネクストは、 お客様の大切な財産であるマンションの 資産価値の維持向上が最も 重要なミッションだと考えています。



え る マ

〈お問い合わせ〉

ンション管理

事業開発部 大和ライフネクスト株式会社

〒336-0018 東京都港区赤坂五丁目1番33号

TEL: 0120-54-4068 FAX: 03-5549-7059

マンション管理業者登録番号・国土交通大臣(4)第060755号

当社サービス内容や見積り依頼、 その他建物施設運営管理に関する ご相談を承っております。 お気軽にお問い合わせください。

位置関係使用目的及び利用は、これらの形状、面積、約によって規定する場合には附属施設等について、規部分もしくは共用部分また

状況並びに区分所有者が対

所有法第30条3項が、

専有

字になるとしても、支出状 とをもって、会計収支が赤 られない。万が一、そのこ れほどの大きな差異は認め を当てはめ検討。使用頻 事情を法第30条3項に要件 さない規約は無効であると きであり、この要件を充た 約の有効、無効を判断すべ きであり、事業用物件の所 況の改善や居住用物件の区 いう判断基準を示した。 すか否かを検討し、当該規 法第30条3項の用件を充た 規約の内容がこの区分所有 を規定しているので、管理 に定めなければならない旨 **整によって赤字を解消すべ** 分所有者らの負担割合の調 その上で、具体的に、諸 使用状況についてはそ

> 理性はない。事業用物件の 管理費を一律に居住用物件 活りも増額する当該管理規 よりも増額する当該管理規 おは、法第30条3項に反す るものとして無効というべ るものとして無効というべ るものとして無効というべ きであると判断しました。 きであると判断しました。 きであると判断しました。 きであると判断しました。 をして結論として、管理組 活みの過払い管理費から未 と同額)を差し引いた残り の金額を返還するように命 の金額を返還するように命 じました。

利害の衡平が図られるよう

差異は許容されるが、1・状況が異なるから、一定の共用部分の使用頻度や使用

勘案して、区分所有者間の価その他の事情を総合的に

[コメント]

要地等の維持管理を適切に 行ない、マンションの財産 行ない、マンションの財産 活の為の環境を整える為に は、区分所有者全員がその は、区分所有者全員がその 利益を享受する為の費用と して、各区分所有者其々が して、各区分所有者其々が じます。

常です。 常です。 常です。 常です。

6倍の差異を設けた規約

(センター通信より一

(東京地裁 H.2.7.24判決)

利害の衡平の観点から、管理費の金額は各区分所有者 の共有持分に応じて算出す るのが合理的であると解さ れているからであり、国交 省作成の「マンション標準 管理規約」により定められ ております。

により、管理費の額に1・ 法人であるか個人であるか は有効。」②区分所有者が 等の管理費についても、区 のみが使用する玄関ホー る共用部分、例えば、構造 所有者のみの共用に供され 性の観点から、一部の区分 造·位置·使用状況·必要 約の有効性を争う例は多 管理費負担を巡って管理規 は合理的であり、管理規約 有持分に応じた管理費負担 比例して負担すべきか否か ル、階段室、エレベーター 上独立して一部区分所有者 分所有者全員が共有持分に 共用部分全体に付き、共 東京高裁 s59.11.29判決。 従前より、マンションの ①共用部分のうち、構

か、という観点から個別 の衡平が図られているか否 様々な事情を総合的に勘案 価という要件やその他 5倍が限度。」等々。 があるでしょう。 具体的に検討していく必要 して、区分所有者間の利害 使用目的及び利用状況並び める場合は、法第30条3項 より管理費負担の差異を定 の管理費に付、管理規約に に区分所有者が支払った対 の形状・面積・位置関係 に挙げられた、共用部分等 したがって、マンション

> ______ 今日を支える、明日を変える。

クキロン グループ

www.t-matex.co.jp

クキロンマテックス株式会社 東京支店

〒108-6030 東京都港区港南2-15-1 (品川インターシティ A棟15F) TEL (03) 5781-8150 FAX (03) 5781-8130

*自転車保険への加入→義 ◎情報提供

(埼玉県条例)

う。 県民、 関する運動を展開し、もつ 事業者及び関係団体が協働 並びに県、 とにより、 基本となる事項を定めるこ 明らかにすると共に施策の 施策に協力する団体を 実現に寄与すること出来る すことの出来る地域社会の 車等が共に安全に通行し、 て歩行者、 利用促進に関する施策を総 全な利用促進に関する県の を行う団体及び自転車の安 体(交通安全に関する活動 う。」)、事業者及び関係団 合的かつ計画的に推進し、 至な利用促進に関し、 て自転車の安全な利用に 埼玉県では、自転車 下 以下同じ。)の責務を 自転車を利用する者 保険加入を義務化 県民が安心して暮ら 「自転車利用者とい 自転車及び自動 市町村、 自転車の安全な 県民、 子の安 理をさせて頂くまでになり M迄多彩なマンションの管

新規賛助会員紹介 (日神管財株)

力

提

案 力

ます。

た業務の展開に努めており

スピタリテイ」

に溢 そして

n

◎『マンション管理適正化

【別件・お得情報】

診断サービス』のご案内

行ない、現在、 Gのマンション管理会社で 心に約七百管理組合・3万 不動産㈱を母体とする日神 しざいます。 ・ 分譲事業を展開する日神 マンションの管理事業を 昭和62年から約30年に同 弊社は首都圏でマンショ ワンルームから大型フ 首都圏を中

変わりました。 で提供できる会社に生まれ なサービスをワンストッ オーム等、 ならず、賃貸、 ポートと合併。 同じ日神G内の日神住宅サ また、平成28年4月には Mに関わる様 流通、 分譲Mのみ リフ

マンション管理は当社にご用命下さい。

満足と安心、そして笑顔。人にやさしい、信頼の管理サービス

3神管財株式

様のニーズも年々多様化 づくりに寄与する為、 住者の方々が将来に亘り安 の高い資産価値の維持と居 ておりますが、 心して暮らしていける環境 マンションの形態やお客 弊社ではM

(施行日:H.30.4.1)

相談下さいますよう御願 も多数管理しております。 の管理組合様がございま 新たなパートナーをお探 自社G以外のマンション し上げます。 何なりと弊社にご

> *診断料は無料です。 ス」を実施しております。 ン管理適正化診断サー

櫻井慎

ミリー、

新築から高経年

料に納得されていますか? **大幅に値上りしており** 数年前より火災保険料が 築年数だけで決まる保除

か? どこの保険会社も一 ①マンション用の保険料は ②築年数が経てば経つほど を感じたことはありません のような疑問や不満 一緒?

東京都新宿区新宿五丁目8番1号 電話 03-5360-2081

が 上 云々等。 がるのは納得出

合せ下さい。048-887-9921 *遠慮なく事務局宛、

> 給排水設備工事 0

連合会では、診断マンショ

日本マンション管理士会

管理士による「マンシ

0 防音工事

建物·設備診断

Total でご提案します ~

大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、 充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、 世代を超えた永いお付き合いを実現しています。

TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535 URL: http://WWW.KENSO.CO.JP/

世紀を超えて 快適サポート

③きちんとメンテしている

築年数だけで保険料

一来な

保険料が上がって困る。



北海道支店・東北支店・横浜支店 中部支店・関西支店・福岡営業所

- 0 大規模修繕工事
- 0 各種防水工事
- 内装工事

首 都 圏 マ ン ショ ン リ ニ ュ ー ア ル 事 業 部 〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目1 1番1号

中長期修繕計画の策定 M管理士 土屋公司

そこに居住している方々 きていることです。 が、定年を迎え老齢化して 分譲マンションを購入し、 おいては二つの老いと言わ ブル期、大量に供給された による老朽化、そして、バ れる現象が起きています。 それは、建物の経年劣化 この時期に建設された分 近年、分譲マンションに

回目の大規模修繕工事を迎 規模修繕工事を終え、第3 前後となり、第2回目の大 譲マンションは、築三十年 えようとしております。

長期修繕計画

等により積立金の額を設定 切な修繕計画の策定見直し ることも予測されます。適 積立金の累計額が不足とな の見積りが不充分な為に、 計画期間及び推定工事費等 ておりますが、実際には、 立方式により費用を積立て の費用が掛かる為、毎月積 修繕実施に際しては多額

です。 滑な実施を図る為に充分な 画書を作成することが大切 検討を積み重ね長期修繕計 し、工事の適時適切かつ円

作成の目的

積立金の額を設定しておく 適切かつ円滑に実施する為 ①将来の修繕工事及び改修 には、日頃より適切な修繕 ことが重要です。 費用等を明確にしてお 修繕工事を必要に応じ、 工事の内容、時期、概算

③修繕工事、改修工事の計 ②計画修繕工事実施の為、 画に付き組合員の充分な 積立金の額の根拠を明確 る合意形成を諮り円滑な にしておく。

計画作成の前提条件 実施を図ること。

修工事を基本とする。 設備の性能を向上させる改 ④工事実施の要否・内容等 断を行い、その結果に基 推定改修工事は建物及び は、事前に、建物調査診

次の項目を基本とする。

②社会的環境の変化、 ①建物及び設備の劣化状況

生活

様式の変化等

行い、専門家を有効に活用 門委員会等で充分に検討を ③新建材や新工法による修 行くことを推奨します。 しながら合意形成を図って 大切なのは、理事会、専 案する。 繕周期、単価の変動も勘

今後の検討課題

工事項目の設定

応じて建替えも視野に入れ ることも必要です。高経年 事の実施についても検討す 繕工事を行う。また、設備 え、現状の建物や設備の性 も考えるべきでしょう。 マンションの場合、必要に など性能向上を図る改修工 の耐震性、断熱性、防犯性 長期修繕計画書の構成 調査・診断の結果を踏ま 再生委員会の設置検討 機能を維持する為の修

見直しの手順

毎に見直すことが必要で を含んでいる為、五年程度 次に掲げる不確定な要素

②設備の概要 ④長期修繕計画の作成、 ③調査・診断の概要 ①マンションの建築年数 ⑤計画期間の設定、修繕工 事項目の設定、工事費の 算定、収支計画の検討 繕積立金の額の設定

計画期間の設定

り、これは大規模修繕工事 が二回行われることを想定 合は二五年以上とされてお する。既存マンションの場 しています。 ョンの場合は三十年以上と 計画期間は、新築マンシ

ておいた方が良いでしょ 可の場合、項目を設定しそ 5・31以前か否か)によっ 確認する。また、新耐震基 目を追加し、漏れがないか 書、修繕履歴。現況調査 の費用を積立てる事も考え 診断の結果などに基づき項 た場合、その費用が負担不 保管されている設計図 (建築確認日が s 56・ 耐震改修が必要となっ

修

上防水には

ポリフィン

http://www.polyfin.net

ドイツ KÖSTER BAUCHEMIE AG 日本法人

http://www.koster-japan.com

カスタージャパン株式会社 〒245-0053 横浜市戸塚区上矢部町 2916 TEL.045-443-5102 FAX.045-443-5145

推定修繕工事項目と修繕周期の例					
設	給水設備				
備	給水管	更生	15年		
,		取替	30年		
	貯水槽	取替	25年		
	給水ポンプ	補修	8年		
		取替	16年		
	排水設備				
	排水管	更生	15年		
	排水ポンプ	取替	30年		
	ガ	ス設備			
	ガス管	取替	30年		
	空調・換気設備				
	空調設備	取替	15年		
	換気設備	取替	15年		
	電灯設備等				
	電灯設備	取替	15年		
	配電盤類	取替	30年		
	幹線設備	取替	30年		
	避雷針設備	取替	40年		
	自家発電設備	取替	30年		
	情報通信設備				
	電話設備	取替	30年		
	テレビ共聴設備	取替	30年		
	インターネット設備	取替	15年		
	インターホン設備等	取替	15年		
	消防用設備				
	屋内消火栓設備	取替	25年		
	自動火災報知機設備	取替	20年		
	連結送水管設備	取替	25年		
	昇降機設備				
	昇降機	補修	15年		
		取替	30年		
	駐車場				
	自走式駐車場	補修	10年		
		取替	30年		
	機械式駐車場	補修	10年		
		取替	20年		

推定修繕工事項目と修繕周期の例				
建	屋根			
物	屋上防水 (保護)	補修	12年	
1,3		修繕	24年	
	屋上防水 (露出)	修繕	12年	
		撤去・新設	24年	
	傾斜屋根	補修	12年	
		撤去・葺替	24年	
	疵・笠木等防水	修繕	12年	
	床防水			
	バルコニー床防水	修繕	12年	
	開放廊下・階段等防水	修繕	12年	
	外壁等塗装			
	コンクリート補修	補修	12年	
	外壁塗装	塗替	12年	
		除去・塗装	36年	
	軒天塗装	塗替	12年	
		除去・塗装	36年	
	タイル張補修	補修	12年	
	シーリング	打替	12年	
	鉄部塗装等			
	鉄部塗装 (雨掛掛部)	塗替	4年	
	鉄部塗装 (非雨掛部)	塗替	6年	
	非鉄部塗装	清掃・塗替	12年	
	建具・金物等			
	建具関係	点検・調整	12年	
		取替	36年	
	屋外鉄骨階段	補修	12年	
		取替	36年	
	集合郵便受等	取替	24年	
	メータ BOX 扉	取替	36年	
	共用部	張替・塗替	12年	

長期修繕計画ガイドライン (国土交通省)

マンション・建物大規模改修

■東日本リニューアル事業部

東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店 《お問合せ》 《(03)3474-1941

■西日本リニューアル事業部

関西支店・福岡営業所

《お問合せ》 & (06)6382-8410



http://www.ymgs.co.jp

時

迎え、「マンションの防災 がどの様な仕様でつくられ ります。自らのマンション 必要なのか? マンションの防災には何が 定した大災害時において、 ②『マンションの防災とは クを迎え、セミナーを行 専門会社である㈱大勝テッ 重要です。 ているのかを理解した上 易く給排水設備について、 埼玉県内では大地震を想 事例・写真を交え、 越谷市危機管理課 維持管理を行うことが 事務局まで直接お問合せ下 、埼管ネット会員は無料

①『給排水設備の劣化診断』 【セミナー&ワークショップ】

が出来た年代毎に違いがあ 給排水設備は、その建物

につ ショップを行います。 頂き、皆さんと共にワ 谷・松伏水道企業団に参加 0 災に関わる具体的な課題に す。 トWebサイト参照又は、 ſλ 参加申込みは、埼管ネッ また、マンションの防 て、危機管理課、 て、 講演を頂きま 越

平 谷市中央市民会館 成30年6月17日 13 (東武伊勢崎線 時00分開場 13 (日) 30 分 越谷駅東口より徒歩了分 4 階 第15・16会議室 講演開

所

マ のご案内 ンショ 楽しく暮らそう、 セミナー&ワー ン管理組合実践セミナ 賢く住. クショ もう!

足立越谷棒 越谷市役所 >>> 越谷市中央市民会館

事務局インフォメーション

1. 先日、会員様宛、H.30年度会費の請求書を送付させて頂きました。既に、処 理頂きました会員様にはこの紙面をお借り致しまして御礼申し上げます。尚、組 合様宛お送りしました書類が、宛先不明等で事務局に返送されてくるケースが散 見されます。組合様にポストが設置されていない場合には、理事長様宅の集合郵 便受けに「管理組合」の表示をする等のご対応を御願い申し上げます。

参加費500円

- 2. マンション管理に関する相談申込みは、随時受付しております。相談希望日 の2週間程度前迄に届くよう、TEL·FAX·郵送等にて事務局宛にお申し出下さ い。相談希望日時は、相談対応者の都合も御座いますので、第1希望、第2希望 の日時をご記入下さい。
- 3. 今年度より、メルマガの配信を開始しております。どうぞ、遠慮なくご活用 下さい。まずは、機関紙「マンションライフ」メルマガ版にご登録を御願いいた します。

事務局連絡先/TEL:048-887-9921 FAX:020-4664-6209

パソコン版/ URL: http://www.saikan-net.com/

スマホ版/ URL: http://www.saikan-net.com/smart/

メルマガ登録/ URL: http://www.mag2.com/m/0001682307.htm



あなたのマンションは

大丈夫?

築20年を過ぎた建物は老朽化により 放置すると漏水など大変な損害を被 ることがあります

築 33 年経過した給水管の内部

ダイショウテックの設備リニューアル により建物も暮らしも生き生きと!

マンション給排水設備リニューアル専門会社

大勝テック 株式会社

〒123-0841 足立区西新井 2-1-18

2303-3856-2870